

秋田県ペタंक連盟 謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県ペタंक連盟の業務に従事し、または協力した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 謝金の支給対象者は、別表1の者とする。

(謝金)

第3条 前条に規定する者が該当する規程や要項等に基づき役務を行った場合の対価として謝金を支給することができる。

2 謝金の額は、別表1に定める額を基準とする。

3 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、理事会において協議の上、特別単価（基準）として支給することができる。

(変更)

第4条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

2 その他、必要な事項は、理事会の決議により定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 1

秋田県ペタンク連盟 謝金・日当基準表

対象者	内容	単価(日) ※限度額	備考
講師 (外部)	講習会講師	講師と相談の上、決定する	
指導員	上級指導員	3,000円	本連盟主催の講習会等で実技指導等を行う指導員
	中級指導員	2,000円	
	初級指導員	2,000円	
審判員	A級審判員	3,000円	本連盟主催大会での審判員
	B級審判員	2,000円	
	C級審判員	2,000円	
大会スタッフ	大会運営スタッフ (本連盟役職員以外)	2,000円	本連盟主催大会のスタッフ。ただし、選手を兼ねている場合は除く。

※指導員、審判員は日本ペタンク・ブール連盟の資格取得者とする。

※上記表を基準とするが、規模や従事時間等により、単価は変更できるものとする。ただし、適正な単価となるようにする。